

Ⅱ 契約の締結に議会の議決を要する発注案件における 配置予定技術者等の専任配置について

1 趣旨

入札参加者の配置予定技術者等については、従前から開札日の前日において配置が可能であることを入札参加資格としているところですが、契約の締結に議会の議決を要する発注案件においては、落札決定から契約締結までに一定の日数を要することを踏まえ、2016年(平成28年)4月1日から、契約の締結に議会の議決を要する建設工事の発注案件については、専任配置予定技術者等に関わる入札参加資格を、次のとおりとします。

2 内容

(1) 入札参加時に、専任配置予定の監理技術者及び現場代理人をそれぞれ1人とする場合

従前どおり、監理技術者及び現場代理人については、開札日の前日において専任配置が可能な状態であることを入札参加資格とします。

また、監理技術者のほかに専任補助者を配置する場合には、専任補助者についても、開札日の前日において専任配置が可能な状態であることを入札参加資格とします。

なお、総合評価方式による発注案件において、専任補助者を配置する場合は、専任補助者により評価するものとします。

(2) 入札参加時に、専任配置予定の監理技術者及び現場代理人をそれぞれ2人又は3人とする場合

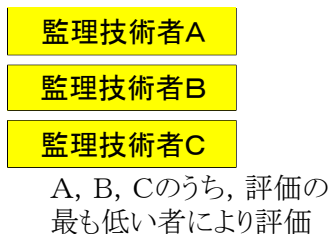
当該建設工事に関わる契約締結の議決日の前日において、専任配置が可能な監理技術者及び現場代理人を必ずそれぞれ1人特定することを入札参加資格とします。

また、監理技術者のほかに専任補助者を配置する場合には、監理技術者1人につき専任補助者1人を配置することとし、専任補助者についても、契約締結の議決日の前日において、専任配置が可能な状態であることを入札参加資格とします。

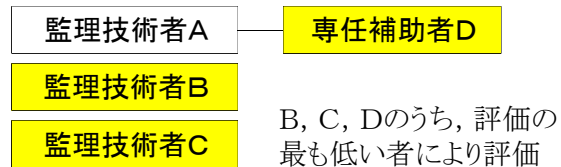
なお、この場合の総合評価方式による発注案件における審査については、2人又は3人の専任配置予定の監理技術者のうち、資格や工事成績等の評価が最も低い者により評価するものとし、専任補助者を配置する場合は、専任補助者により評価するものとします。

【総合評価方式の評価事例】

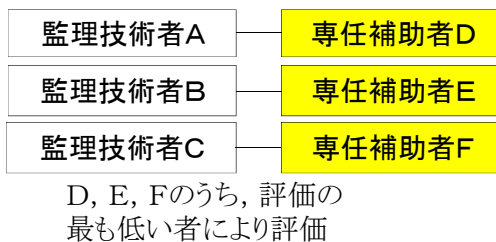
(例1)



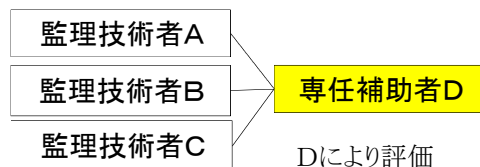
(例2)



(例3)



(例4)



3 実施期日

2016年(平成28年)4月1日